

(別添)

「成人を対象とした局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究の  
計画設計業務」に係る企画書作成のための仕様書

1. 調査の目的

環境省では、自動車排出ガスによる局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究として主要幹線道路周辺の住民を対象とした複数の大規模な疫学調査を実施する予定であり、平成17年度から学童を対象としたコホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を実施している。

本業務では、平成19年度より局地的大気汚染と成人の呼吸器疾患・症状との関連を明らかにする疫学調査を開始するために、手法や調査対象地域等について具体的な検討を行い、調査研究計画書を作成するとともに、調査を実施するにあたり対象者に周知等を図るためのパンフレット、ポスター、説明文書等の案を作成することを目的とする。

2. 調査の内容

(1) 調査研究計画書の作成

「平成17年度成人を対象とした局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究報告書」及びこれまでに国内外で実施された大気汚染の健康影響に関する疫学調査等を参考に、調査研究計画書を作成する。

計画書の作成にあたっては、呼気NO濃度を健康影響評価手法として利用することを検討し、利用のために必要な予備試験を行うほか、そのほかの健康影響評価手法について検討し、必要に応じて当該手法が本調査の目的に照らして適切であることを評価するための予備調査を実施する。

また、幹線道路沿道の居住状況、居住者の年齢構成等を考慮し、必要な調査対象者数を確保できる調査対象地域を具体的に選定する。

(2) パンフレット、ポスター、説明文書等の案の作成

作成した調査研究計画書に基づき平成19年度より調査を実施するために必要な、パンフレット、ポスター、調査対象候補者に対する説明文書等の案を作成する。

(3) 検討会の運営等

上記(1)～(2)の検討は、専門的な観点から助言を得るため、別添1の専門家及びその他必要な専門家からなる検討会を設置・運営して行う。さらに、別添2の専門家からなる外部評価委員会の評価を受ける。

また、本調査研究を実施するにあたり、月1回程度、環境省と定期的に進捗や検討内容について打合せる。

#### (4) 報告書の作成

本調査研究で作成した検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

#### 3. 調査の実施期間

契約締結日～平成19年3月30日までの期間に実施する。

#### 4. 業務結果報告書の提出期限、提出場所及び提出部数

請負者は、業務結果を取りまとめ、以下に定めるとおり、提出するものとする。

報告書等の提出に当たっては、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日一部改正。以下「基本方針」という。)に従うものとする。ただし、報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。併せて、電子媒体(CD-ROM)等による報告書を2式提出する。

- ・提出期限：平成19年3月30日
- ・提出場所：環境省総合政策局環境保健部保健業務室
- ・提出部数：報告書 30部

#### 5. その他

請負者は、本仕様書において疑義が生じたとき、本仕様書により難しい時由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うものとする。